

法華山谷川水系総合治水推進計画（案）に関するパブリックコメント結果の概要

1. 意見募集期間 平成25年2月25日（月）～3月11日（月）

2. 意見提出者数 45名（意見件数 110件）

3. パブリックコメント結果の内訳

頂いたご意見の中に、計画自体に反対する意見はなく、早期の浸水対策を望む意見が多数ありました。項目別では、はじめにへの意見が4件、総合治水の基本的な方針への意見が14件、河川下水道対策が55件、流域対策が16件、減災対策が11件、環境対策が3件、その他7件でした。

「総合治水の推進に関する基本的な方針」については、早期対策を強く望む意見が多くあり、「河川下水道対策」では、事業の推進や土砂撤去、浸水対策としての水路改修、合流点処理等の意見がありました。「流域対策」では、ため池の事前放流、森林整備の意見、「減災対策」では、仮設ポンプの設置、超過洪水への対策等の意見があり、いずれも台風12号被害を受けて、浸水被害対策を強く望まれている意見でした。改めて流域の皆様の浸水対策への強い期待を再認識いたしました。

頂いた主なご意見と県の考え方は以下のとおりです。

4. 主な意見と県の考え方

| 大分類 | 中分類 | 小分類 | 意見の要旨 | 対応方針 | 県の考え方 |
|---------------------------|----------------------|--------------|---|----------|--|
| はじめに (4) | 県・市・住民参加で計画策定 (4) | | 氾濫の影響を受ける地域住民が参加した計画策定が必要。 | 既に盛り込み済み | 【はじめに】 本文に、『県・市・県民協働で「法華山谷川水系総合治水推進計画」を策定し、流域全体で安全・安心な地域社会づくりを目指す』ことを記載しており、盛り込み済みです。 策定に当たっては、流域内の連合自治会長や、ため池協議会代表、水利組合代表等による流域懇談会で議論を重ね、今回流域の皆様にご意見を聴いて策定しています。 |
| 総合治水の推進に関する基本的な方針 (14) | 低地の浸水対策 (2) | | 低い土地に居住している人に対して、浸水を防ぐ根本的な対応策はないか。 | 既に盛り込み済み | 【2.総合治水の基本的な目標 2-4基本目標(P11)】 本文に、『計画期間内で台風12号と同等の洪水流量を安全に流下させることを目標とする河川下水道対策を実施し、さらに浸水被害を軽減させるために、一定の貯留容量を確保することを目標とする流域対策に加え、超過洪水に対してより安全度を高める』ことを目標とする減災対策を進めることを記載しており、盛り込み済みです。 |
| | 対策促進 (12) | | 台風12号で多大な被害があり、治水事業を至急に取り組んでほしい。 | 既に盛り込み済み | 【2.総合治水の基本的な目標 2-4基本目標(P11)】 早期に治水安全度を向上させる対策として、『概ね5ヵ年で台風12号時の床上浸水戸数424戸を概ね解消する目標で河川下水道対策を実施し、残る浸水家屋については、流域対策・減災対策により被害軽減を図る』ことを本文に記載しており、盛り込み済みです。 井堰改修計画は、全体の改修計画の中で、治水上支障にならないよう計画します。 |
| 河川下水道対策 (55) | 法華山谷川改修 (23) | 対策推進 (11) | 法華山谷川の改修を強く求める。井堰の改修も重要。 | | |
| | | 合流点処理 (5) | 浸水防止対策として、本川と支川、本川と水路の合流部の対策が必要である。本川からの逆流を防ぐことが必要。 | 既に盛り込み済み | 【4.河川下水道対策 4-2下水道(雨水)対策(P24)】 合流点処理は水路整備に伴い必要なことであり、以下の記述に盛り込み済みです。本文に『市は、下水道(雨水)の雨水計画に基づいて、下水道の整備維持及び維持を推進する。また、それら下水道整備にあわせ、改修が必要な水路整備にも取り組む』と記載しています。 |

(次頁に続く)

(次頁に続く)

| 大分類 | 中分類 | 小分類 | 意見の要旨 | 対応方針 | 県の考え方 |
|-------------------------|---------------------|--------------------------|---|-------------------------------|---|
| 河川 下水道 対策 (55) | 法華山谷 川改修 (23) | 上下流バ ランス (2) | 上流の治水対策が進め ば、下流への影響が心配 である。 | 既に盛り 込み済 み | 【4.河川下水道対策 4-1河川対策対策(P21)】 本文に『県は、法華山谷川水系河川整備計画に基 づき、戦後最大規模の降雨量をもたらした平成23年 9月台風12号と同等の洪水流量を安全に流下させる ため、下表に示す区間において、・・・洪水被害 の軽減を図る』と記載しているとおおり、下流から上 流までバランスを確認しながら治水安全度を向上し ます。 |
| | | 津波・高 潮対策 (3) | 津波・高潮対策として、 河口部にゲートが必要で はないか。 | 既に盛り 込み済 み | 【4.河川下水道対策 4-1河川対策(P21)】 本文に、また検討中の「河川の津波対策」の結果 に基づいて、必要な対策を講じることを記載してお り、盛り込み済みです。 |
| | | 工法の提 案 (2) | 鹿島川と暗渠でつない で、法華山谷川の水を一 部鹿島川に流下させれば よいのでは。 | 原案ど おりと し、反 映しな い | 鹿島川の現在の流下能力では、法華山谷川の一部 の水を受け入れがたい状況です。法華山谷川流域に 流れ込む流量を河川改修によって、安全にながす計 画としています。 |
| | 水路改修 (5) | 対策推進 (4) | 法華山谷川合流までの排 水路拡幅等が重要課題。 | 既に盛り 込み済 み | 【4.河川下水道対策 4-2下水道(雨水)対策(P24)】 排水ポンプは水路整備に伴い検討することであ り、以下の記述に盛り込み済みです。本文に『市 は、下水道(雨水)の雨水計画に基づいて、下水道 の整備維持及び維持を推進する。また、それら下水 道整備にあわせ、改修が必要な水路整備にも取り組 む』と記載しています。 |
| | | 合流点 処理 (1) | ゲートで排水できないた め、水路上流で排水路の 切替が必要。 | | |
| | ポンプ設 置(2) | | 水路末端部に排水ポンプ を設置すべき。 | | |
| | 支川・ 間の川 改修(5) | 対策推進 (5) | 支川の河川改修にもっと 力を入れないと法華山谷 川だけでは効果が低い。 | 既に盛り 込み済 み | 【4.河川下水道対策 4-1河川対策(P21～23)】 本文に、『県は法華山谷川と善念川を、市は間の 川の改修に取り組む』ことを記載しており、盛り込 み済みです。 |
| | 維持管理 (20) | 土砂撤 去・草刈 り (11) | 梅雨・台風が来る前に川 底の土砂を除去してほし い。 | 既に盛り 込み済 み | 【4.河川下水道対策 4-3河川・下水道の維持管理(1) 河川・下水道の維持(2)管理施設の維持管理(P25)】 本文に『治水上問題があると判断した場合には、 洪水が安全に流下するよう堆積土砂除去、護岸修繕 等を実施する。』『県と市は、日常の巡視により、 危険箇所、老朽箇所の早期発見とその補修に努め る。』等と記載しており盛り込み済みです。 |
| | | 補修 (5) | 護岸基礎部分の補修を要 望。土手が崩れやすい。 | | |
| | | 巡視 (4) | 河川と周囲の監視パト ロールを強化する必要が ある。 | | |
| 流域対策 (16) | 雨水貯留 浸透施設 (4) | 目標値 (2) | 平成23年台風12号の浸水 量はどの程度で、流域対 策における貯留量はどの 程度なのか。 目標数値より十分な余裕 があったほうがよいので は。 | 原案ど おりと し、反 映しな い | 5.流域対策に記載している通り、20年後の全体貯 留容量の目標は54万 ³ で、河川改修後の平成23年台 風12号の氾濫シミュレーション結果における最大浸 水に対して、浸水深で0.8m、浸水面積で約8割に当 たる量です。 まずは目標数値を目指して施策展開をして行きま す。 |
| | | 施設の利 用 (2) | 貯留施設に蓋を掛けて、 上部を公園等に利用すれ ばどうか。 | 今後の 参考と しま す。 | 貯留施設は、雨水を貯める目的で設置することか ら、原則として蓋をしない構造としていますが、設 置後の利用については今後のニーズを踏まえ、必要 性があれば検討します。 |
| | ため池 (6) | 事前放流 (6) | 大雨時にはため池の水を 早めに少しずつ流す措置 をとるべき。 | 既に盛り 込み済 み | 【5.流域対策 5-1.流域対策の内容(1)現有する雨水流 出抑制機能の保全(2)貯水施設における雨水貯留容量 の確保 b.施設の運用(P27)】 本文に『指定された貯水施設の管理者は、大雨時 に備え、あらかじめ貯水量を減らす等のルールをつ くり、貯水機能を最大限発揮させる。』と記載して おり、盛り込み済みです。 |

(次頁に続く)

| 大分類 | 中分類 | 小分類 | 意見の要旨 | 対応方針 | 県の考え方 |
|--------------|-----------------|--------------|--|---------------|---|
| 流域対策 (16) | 各戸貯留 (1) | | 各戸貯留は進めていくべきだが、雨水タンクの個人負担は高額のため、補助制度があれば、PRできるのでは。 | 今後の参考とします。 | 5-1(2)①に記載している通り、雨水貯留浸透機能を備えるようにする必要があり、8-1に記載している通り、県民は、各戸貯留への取り組みなど自主的な活動を推進するよう努めるとともに、県は、取り組みが推進されるよう、各団体や市と連携し、活動の援助に努めることとしております。ご意見として賜っております。 |
| | 森林整備 (2) | 保全・再生 (2) | 水源域の森林管理として多様性の高い里山をつくるべき。 | 既に盛り込み済み | 【5.流域対策 5-1.流域対策の内容(1)現有する雨水流出抑制機能の保全 ③森林の整備による保水力の維持(P28)】 本文に『森林の整備と保全が図られるようにしなければならない』ことを記載しており、盛り込み済みです。 |
| | 対策推進 (2) | | 田畑が浸水する。対策の方法はないか。浸水防止として防水壁設置を検討してほしい。 | 原案どおりとし、反映しない | 【5.流域対策 5-1流域対策の内容】 保水能力の高い法華山谷川流域では、田畑やため池等で一時的に雨水を貯めて、流域対策を推進することとしていますのでご理解をいただきますようお願いいたします。個別には、有効な対策を関係者と調整の上、検討していきたいと考えています。 |
| | 調整池 (1) | | 河川の治水対策として、調節地の設置を検討すべき。 | 原案どおりとし、反映しない | 4-1河川対策に記載しているとおり、今回の河川対策で目標流量を流せることから、河川対策として調節地は設置しませんが、流出増となる1ha以上の開発に対しては、調整池の設置を条例で義務付けしています。 |
| 減災対策 (11) | 仮設ポンプの設置 (7) | | 本川改修と合わせて、内水をポンプ排水することが必要である。移動式ポンプの早急な設置検討を願う。 | 既に盛り込み済み | 【6.減災対策 6-1被害を減らす対策(1)浸水対策の推進 ③排水施設の設置及び機能維持(P33)】 本文に『市は、台風等により浸水が予想される箇所に仮設ポンプを設置し、被害軽減に努める。』等と記載しており、盛り込み済みです。 |
| | 対策促進 (2) | | 台風12号よりも大きな台風が来た場合や、改修工事途中の大雨による危険性があることを示して、ソフト対策の重要性を示すべき。 | 反映しました。 | 【6.減災対策(P33)】 P33の記述を、超過洪水の危険性をわかりやすく記述しました。ソフト対策の重要性は、P11基本目標として掲げています。 『河川下水道対策と流域対策は時間と費用を要するものであり、その間における浸水被害対策としても減災対策は重要である。また、平成23年台風12号に対して、河川下水道対策、流域対策で床上浸水対策を解消しても、計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水等に対して人命と財産を守る減災対策は不可欠である。』 |
| | 情報提供 (2) | | 水位観測所を増やすなど、情報提供をしてほしい。 | 今後の参考とします。 | 水位観測所は、法華山谷川の水位情報から水防活動に的確に判断できる箇所に設置しています。今後、情報提供の充実を図る中で、新たな観測所の必要性があれば検討していきます。 |
| 環境対策 (3) | 多自然川づくり (3) | | 治水対策の基本として自然を生かすことが大切。竹藪は残すべき。 | 既に盛り込み済み | 【7.環境の保全と創造への配慮P47】 本文に『河川工事の実施にあたっては、動植物の生息環境に配慮した多自然の改修を基本とし、良好な自然環境や景観の保全に極力努める。』等と記載しており、盛り込み済みです。 |
| その他(7) | | | | | |

5. 閲覧方法

(1) インターネットで閲覧

兵庫県庁ホームページ（「法華山谷川水系流域懇談会」のページに記載しています。
アドレス <http://web.pref.lg.jp/enk10/hkondan.html>

(2) 県民情報センター等での閲覧

- ・ 県民情報センター
 - 中央県民情報センター（神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館 4 F）
 - 東播磨県民情報センター（加古川市加古川町天神木97-1 東播磨県民局2F）
- ・ 東播磨県民局加古川土木事務所河川砂防課（同上 東播磨県民局8F）
- ・ 加古川市役所下水道部治水対策課（加古川市野口町良野398-1）
- ・ 高砂市役所まちづくり部治水対策室（高砂市荒井町千鳥1-1-1）

問い合わせ先

東播磨県民局加古川土木事務所企画調整担当 Tel.079-421-9183
河川砂防課 Tel.079-421-9622